

JAS
1073

日本農林規格
JAPANESE AGRICULTURAL
STANDARD

フローリング

Flooring

1974 年 11 月 13 日 制定
2026 年 4 月 13 日 改正

農林水産省

目 次

ページ

JAS 1073-1 フローリングー第 1 部：一般要求事項

1	適用範囲	1
2	引用規格	1
3	用語及び定義	1
4	品質	3
4.1	単層フローリング	3
4.2	複合フローリング	9
5	表示	13
5.1	単層フローリング	13
5.2	複合フローリング	15
5.3	表示禁止事項	16
	附属書 A（規定）フローリングの表示の様式	17
	附属書 B（規定）試験試料の採取・試験結果の判定	19
	附属書 C（規定）フローリングの標準寸法	20

JAS 1073-2 フローリングー第 2 部：試験方法

1	適用範囲	21
2	引用規格	21
3	用語及び定義	21
4	試験	21
4.1	含水率試験	21
4.2	浸せき剥離試験	22
4.3	曲げ強度試験	22
4.4	防虫処理 A 試験	24
4.5	防虫処理 B 試験	26
4.6	ホルムアルデヒド放散量試験	29
4.7	曲げ試験	29
4.8	摩耗 A 試験	30
4.9	摩耗 B 試験	30
4.10	吸水厚さ膨張率試験	32

まえがき

この規格は、日本農林規格等に関する法律第5条において準用する同法第4条第1項の規定に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）から、日本農林規格原案を添えて日本農林規格を改正すべきとの申出があり、日本農林規格調査会の審議を経て、農林水産大臣が改正した日本農林規格である。これによって、**JAS 1073:2025**は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。農林水産大臣及び日本農林規格調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

フローリング—第 1 部：一般要求事項

Flooring— Part 1 : General requirements

1 適用範囲

この規格は、板その他の木質系材料からなる床板であって、表面加工その他所要の加工を施したもの及び木質系以外の材料からなる床板であって、表面加工の材料及び基材に用いられた木質系材料の合計厚さが、表面加工の材料及び基材の合計厚さの 50 %以上であり、かつ、基材を構成する材料に木質系の材料を用いたもの（以下“フローリング”という。）に適用する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。

JAS 1073-2 フローリング—第 2 部：試験方法

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

単層フローリング

機械装置による圧密処理等、ひき板の密度の変化を伴う加工（ただし、防虫処理を除く。）を行わないひき板を基材とし、厚さ方向の構成層（以下“構成層”という。）が 1 のフローリング〔裏面に不陸緩和、防湿、遮音、防音、防振、反り防止及び衝撃吸収を目的とした材料（以下“不陸緩和材等”という。）を積層接着したものを含む。〕

3.2

根太張用

根太の上に、曲げ剛性及び曲げ強度を有する木質下地材（合板、繊維板等）を使用せずに張り込むことを目的としたフローリングであって、通常の使用状態において要求される曲げ剛性及び曲げ強度を有するもの

3.3

直張用

根太張用以外のフローリングであって、くぎ留め工法又は接着剤と釘を併用した工法〔曲げ剛性及び曲げ強度を有する木質下地材（合板、繊維板等）の上に張り込むもの〕及び接着工法（コンクリート又はモルタル等の上に接着剤を用いて張り込むもの）によって張り込むもの

3.4

複合フローリング

単層フローリング以外のフローリングであって、根太張用又は直張用として使用されるもの

3.5

フローリングボード

一枚のひき板（これをたて継ぎしたものを含む。）を基材とした単層フローリングであって、根太張用又は直張用として使用されるもの

3.6

フローリングブロック

ひき板（これをたて継ぎしたものを含む。）を2枚以上並べて接合したもの（雁行タイプを含む。）を基材とした単層フローリングであって、直張用として使用されるもの

3.7

モザイクパーケット

ひき板の小片（最長辺が22.5 cm以下のものに限る。以下“ピース”という。）を2個以上並べて紙等を用いて組み合わせたものを基材とした単層フローリングであって、直張用として使用されるもの

3.8

基材

フローリングを構成する材料のうち、フローリングの表面に美観を表すことを主たる目的として施された加工層及び表面加工の保護を目的として積層された材料並びに不陸緩和材等以外のもの

3.9

化粧加工

複合フローリングの表面に美観を表すことを主たる目的として施された加工（オーバーレイ、塗装その他の表面加工のうち、被覆した表面材料の美観を生かしたものを除く。）

3.10

天然木化粧

天然木のひき板又は単板を用いた化粧加工

3.11

特殊加工化粧

天然木化粧以外の化粧加工

3.12

単板処理法

単板に対して薬剤を処理する方法

3.13

接着剤混入法

薬剤を混入した接着剤を単板に塗布し、これをプレスして接着する際に薬剤を単板に浸透させる方法

3.14

試料フローリング

JAS 1073-2 の 4.1 の含水率試験、4.2 の浸せき剥離試験、4.3 の曲げ強度試験、4.4 の防虫処理 A 試験、4.5 の防虫処理 B 試験、4.10 の吸水厚さ膨張率試験に供するもの

3.15

試験フローリング

JAS 1073-2 の 4.7 の曲げ試験に供するもの

4 品質

4.1 単層フローリング

4.1.1 材面の品質

4.1.1.1 表面の品質

フローリングボード、フローリングブロック及びモザイクパーケットごとに、表 1～表 3 にそれぞれ規定する基準の 1 等又は 2 等のいずれかに適合しなければならない。

表 1—フローリングボードの表面の品質の基準

区分	基準	
	1 等	2 等
節	次による。 a) 広葉樹を材料としたものにあつては、長径が 14 mm（他の材面に貫通した抜け節、腐れ節又は抜けやすい節にあつては 5 mm、その他の抜け節、腐れ節又は抜けやすい節にあつては 7 mm）以下であり、材長 0.5 m 又は 0.5 m 未満の端数につき、2 個以下であること。ただし、長径が 3 mm 以下の生き節の数は算入しない。 b) 針葉樹を材料としたもので根太張用にあつては長径が 40 mm（抜けるおそれのない死節にあつては 20 mm、抜け節、腐れ節又は抜けやすい節であつて、透き間がなく、脱落又は陥没のおそれがないように補修したものについては 25 mm）以下であり、材長 2 m 又は 2 m 未満の端数につき 6 個以下であること。ただし、長径が 3 mm 以下の生き節の数は算入しない。 c) 針葉樹を材料としたもので直張用にあつては長径が 40 mm（抜け節、腐れ節又は抜けやすい節であつて、透き間がなく、脱落又は陥没のおそれがないように補修したものについては 30 mm）以下であること。	次による。 a) 同左（直張用を除く。） b) 同左 c) 直張用にあつては、材料の種類にかかわらず、利用上支障のないこと。
入り皮、やにつぼ及びやにすじ	入り皮、やにつぼ又はやにすじの幅が、3 mm を超えるものにあつては長さ 30 mm 以下、3 mm 以下のものにあつては長さ 60 mm 以下であること。	利用上支障のないこと。
腐れ及びぜい心	ないこと。	

表 1—フローリングボードの表面の品質の基準（続き）

区分	基準	
	1 等	2 等
変色	樹種固有の色沢に大きな変化がなく、醜くない程度のもの又は色沢の変化が局部的で、美観を損なわない程度のものであること。	利用上支障のないこと。
丸身	ないこと。	
割れ	次による。 a) 表面に塗装仕上げを施していないものの干割れ（サンダー等で容易に除去できる程度の割れをいう。以下同じ。）にあつては、目立たないものであること。 b) その他のものにあつては、ないこと。	次による。 a) 根太張用にあつては、同左 b) 直張用にあつては、利用上支障のないこと。
虫穴	長径が2mm以下であり、材長0.5m又は0.5m未満の端数につき1個以下であること。ただし、南方産広葉樹を材料としたものにあつては、醜くないものは算入しない。	利用上支障のないこと。
木理の不整	なわ目、目切れ及び繊維の交錯の程度が軽いこと。	次による。 a) 根太張用にあつては、同左 b) 直張用にあつては、利用上支障のないこと。
逆目ぼれ	次による。 a) 表面に塗装仕上げを施したのものにあつては、ないこと。 b) その他のものにあつては、ぼれなどの程度が深くないもので、サンダー等で容易に除去できる程度のものであること。	
削り残し	ないこと。	
加工仕上げ及び塗装仕上げ	次による。 a) 表面に塗装仕上げを施したのものにあつては、気泡、塗装むら等が目立たない状態であること。 b) その他のものにあつては、かんな焼け、かんなまくら、刃こぼれあと等が目立たないこと。	
たて継ぎ部の透き間及び数（たて継ぎしたものに限る。）	透き間が0.3mm以下であり、材長0.3m又は0.3m未満の端数につき1個以下であること。	
その他の欠点	軽微であること。	利用上支障のないこと。

表2—フローリングブロックの表面の品質の基準

区分	基準	
	1 等	2 等
節	長径が 10 mm（他の材面に貫通した抜け節、腐れ節又は抜けやすい節であって、透き間がなく、脱落又は陥没のおそれがないように補修したものについては 3 mm、その他の抜け節、腐れ節又は抜けやすい節であって、透き間がなく、脱落又は陥没のおそれがないように補修したものにあつては 5 mm）以下であり、フローリングブロック 1 枚につき 3 個以下であること。ただし、長径が 3 mm 以下の生き節の数は算入しない。	利用上支障のないこと。
入り皮、やにつぼ及びやにすじ	入り皮、やにつぼ又はやにすじの幅が、3 mm を超えるものにあつては長さ 30 mm 以下、3 mm 以下のものにあつては長さ 60 mm 以下であること。	利用上支障のないこと。
腐れ及びぜい心	ないこと。	
変色	樹種固有の色沢に大きな変化がなく、醜くない程度のもの又は色沢の変化が局部的で、美観を損なわない程度のものであること。	利用上支障のないこと。
丸身	ないこと。	
割れ	次による。 a) 表面に塗装仕上げを施していないものの干割れにあつては、目立たないものであること。 b) その他のものにあつては、ないこと。	利用上支障のないこと。
虫穴	長径が 2 mm 以下であり、フローリングブロック 1 枚につき 5 個以下であること。	利用上支障のないこと。
逆目ぼれ	次による。 a) 表面に塗装仕上げを施したのものにあつては、ないこと。 b) その他のものにあつては、ぼれなどの程度が深くないもので、サンダー等で容易に除去できる程度のものであること。	
削り残し	ないこと。	
加工仕上げ及び塗装仕上げ	次による。 a) 表面に塗装仕上げを施したのものにあつては、気泡、塗装むら等が目立たない状態であること。 b) その他のものにあつては、かんな焼け、かんなまくら、刃こぼれあと等が目立たないこと。	
その他の欠点	極めて軽微であること。	利用上支障のないこと。

表3ーモザイクパーケットの表面の品質の基準

区分	基準	
	1 等	2 等
節	長径が 5 mm（抜け節、腐れ節又は抜けやすい節であって、透き間がなく、脱落又は陥没のおそれがないように補修したものについては 3 mm）以下で、その個数がピース 1 個につき 1 個以下であり、かつ、節の存するピースの数がモザイクパーケットを構成する総枚数（以下“構成枚数”という。）の 15 %以下であること。ただし、長径が 3 mm 以下の生き節の数は算入しない。	利用上支障のないこと。
入り皮、やにつぼ及びやにすじ	入り皮、やにつぼ又はやにすじの幅が、3 mm を超えるものにあつては長さ 30 mm 以下、3 mm 以下のものにあつては長さ 60 mm 以下であること。	利用上支障のないこと。
腐れ及びぜい心	ないこと。	
変色	樹種固有の色沢に大きな変化がなく、醜くない程度のもの又は色沢の変化が局部的で、美観を損なわない程度のものであること。	利用上支障のないこと。
丸身	ないこと。	
割れ	次による。 a) 表面に塗装仕上げを施していないものの干割れにあつては、目立たないものであること。 b) その他のものにあつては、ないこと。	利用上支障のないこと。
虫穴	長径が 2 mm 以下でピース 1 個につき 1 個以下であり、かつ、虫穴の存するピースの数が構成枚数の 10 %以下であること。	利用上支障のないこと。
逆目ぼれ	次による。 a) 表面に塗装仕上げを施したのものにあつては、ないこと。 b) その他のものにあつては、ぼれなどの程度が深くないもので、サンダー等で容易に除去できる程度のものであること。	
削り残し	ないこと。	
加工仕上げ及び塗装仕上げ	次による。 a) 表面に塗装仕上げを施したのものにあつては、気泡、塗装むら等が目立たない状態であること。 b) その他のものにあつては、かんな焼け、かんなまくら、刃こぼれあと等が目立たないこと。	
その他の欠点	極めて軽微であること。	利用上支障のないこと。

4.1.1.2 側面及び木口面の仕上げの品質

四隅が直角に切断されており、逆目ぼれ、ぼれ、毛羽立ち等が施工に支障があつてはならない。

4.1.1.3 裏面の品質

- a)～i)に規定する基準に適合しなければならない。
- a) 節 利用上支障のないこと。
 - b) きず及び穴 利用上支障のないこと。
 - c) 入り皮、やにつぼ及びやにすじ 利用上支障のないこと。
 - d) 腐れ及びぜい心 軽微であること。
 - e) 丸身 軽微であること。
 - f) 割れ 顕著でないこと。
 - g) 樹脂 利用上支障のないこと。
 - h) 加工仕上げ 利用上支障のないこと。
 - i) その他の欠点 利用上支障のないこと。

4.1.2 側面加工

- a)及びb)に規定する基準に適合しなければならない。
- a) フローリングボードであって根太張用については、さねはぎ加工を施したものであること。
 - b) フローリングボードであってa)以外のものについては、あいじゃくり加工等を施したものであること。

4.1.3 雄ざねの欠け

- a)及びb)に規定する基準に適合しなければならない。
- a) フローリングボードであって根太張用については、雄ざねの厚さの中心線上において幅方向に1 mm以上欠けている部分の長さの合計が雄ざねの長さの40 %以下であること。ただし、長さが25 mm以下の局所的な欠けで集積しないものを除く。
 - b) その他のものにあつては、利用上支障のないこと。

4.1.4 曲がり、反り及びねじれ

利用上支障があつてはならない。ただし、フローリングボードの曲がりについては、その矢高がフローリングの長さ60 cm 当たり1 mm 以下でなければならない。

4.1.5 段違い

表面仕上げをしたものにあつては0.3 mm 以下、その他のものにあつては0.5 mm 以下でなければならない。

4.1.6 含水率

JAS 1073-2 の4.1 の含水率試験の結果、同一試料フローリングから採取した試験片の含水率の平均値が、表示の区分及び材料に応じ、それぞれ表4の数値以下でなければならない。

表4—含水率の基準

		単位 %
表示の区分	材料	平均値
天然乾燥である旨を表示するもの	針葉樹	20
	広葉樹	17
人工乾燥である旨を表示するもの	針葉樹	15
	広葉樹	13

4.1.7 接着の程度

JAS 1073-2 の **4.2** の浸せき剝離試験の結果、試験片の同一接着層における剝離しない部分の長さがそれぞれの側面において $\frac{2}{3}$ 以上でなければならない。ただし、裏面に不陸緩和材等を積層接着したものに限る。

4.1.8 たて継ぎ部の品質

フィンガージョイント又はスカーフジョイントでなければならない。また、フローリングボードであって根太張用と表示しようとするものについては、**JAS 1073-2** の **4.3** の曲げ強度試験の結果、試験片のたて継ぎ部が破壊してはならない。ただし、たて継ぎしたものに限る。

4.1.9 防虫

人畜に悪影響を与えないほう素化合物、フェニトロチオン又はピリダフェンチオンによって防虫処理が行われており、かつ、**JAS 1073-2** の **4.4** の防虫処理 A 試験の結果、表 5 の左欄に掲げる薬剤の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、防虫処理を施した旨の表示をしてあるものに限る。

表 5—防虫処理の基準

薬剤	基準
ほう素化合物	次による。 a) 平均浸潤長が各測定面について辺材部分で 5 mm 以上であること。ただし、測定面に辺材部分がなく心材部分のみのものにあつては 3 mm 以上であること。 b) ほう酸の含有率が 0.3 % 以上であること。
フェニトロチオン	フェニトロチオンの含有率が 0.07 % 以上であること。
ピリダフェンチオン	ピリダフェンチオンの含有率が 0.04 % 以上であること。

4.1.10 ホルムアルデヒド放散量

ホルムアルデヒドを放散する接着剤又は塗料等（塗料及び裏面に不陸緩和材等を積層接着したものをいう。以下この項において同じ。）を使用したものにあつては、**JAS 1073-2** の **4.6** のホルムアルデヒド放散量試験の結果、**JAS 1073-1** の **B.1.1** によって抜き取られた試料フローリングのホルムアルデヒド放散量の平均値及び最大値が、性能区分に応じ、それぞれ表 6 の数値以下でなければならない。ただし、ホルムアルデヒドを含む接着剤及びホルムアルデヒドを放散する塗料等を使用していないことを登録認証機関又は登録外国認証機関が認めた場合にあつては、この限りでない。

表 6—ホルムアルデヒド放散量の基準

性能区分	単位 mg/L	
	平均値	最大値
F☆☆☆☆	0.3	0.4
F☆☆☆	0.5	0.7
F☆☆	1.5	2.1
F☆	5.0	7.0

4.1.11 寸法

- a)及びb)に適合しなければならない。
- a) 表示された寸法と測定した寸法との差が、表 7 の数値以下であること。

表 7—寸法の許容差

単位 mm

品名	フローリングボード	フローリングブロック モザイクパーケット
厚さ	次による。 a) 不陸緩和材等を貼付したもの ±0.5 b) 上記以外のもの ±0.3	
幅	±0.5	
長さ	+制限なし -0	±0.5

- b) 厚さが、表 8 の数値以上であること。

表 8—厚さの基準

単位 mm

区分	フローリングボード		フローリングブロック	モザイクパーケット
	根太張用	直張用		
厚さ	12	6	10	6

4.2 複合フローリング

4.2.1 材面の品質

4.2.1.1 表面の品質

次のa)～m)に適合しなければならない。ただし、節、入り皮、やにつぼ及びやにすじ、腐れ及びぜい心、樹脂、虫穴、逆目ぼれ並びに合わせ目の違いの基準についての判定は、表面に特殊加工化粧を施したものには行わない。

- a) 節 目立たない程度のものであること。ただし、節を化粧の目的に使用しているものについては、この限りでない。
- b) 入り皮、やにつぼ及びやにすじ 目立たない程度のものであること。ただし、入り皮、やにつぼ及びやにすじを化粧の目的に使用しているものについては、この限りでない。
- c) 腐れ及びぜい心 ないこと。
- d) 変色 樹種固有の色沢に大きな変化がなく、醜くない程度のもので又は色沢の変化が局部的で美観を損なわない程度のものであること。
- e) 丸身 ないこと。
- f) 割れ 割れの状態が目立たない程度のものであること。
- g) 樹脂 樹脂模様が目立たない程度のものであること。
- h) 虫穴 ないこと。ただし、表面にひき板又は単板を用いたものにあつては、長径が2 mm以下であり、表面積0.1 m²又は0.1 m²未満の端数につき5個以下であること。
- i) 逆目ぼれ
- 1) 表面に塗装仕上げを施したものにあっては、ないこと。
 - 2) その他のものにあっては、ほれなどの程度が深くないもので、サンダーその他の器材で容易に除去できる程度のものであること。
- j) 加工仕上げ
- 1) 表面に化粧加工を施したものにあっては、気泡、印刷むら、しわ、樹脂むら等が目立たないこと。
 - 2) その他のものにあっては、かんな焼け、かんなまくら、刃こぼれあと等が目立たないこと。
- k) 塗装仕上げ 気泡、塗装むら等が目立たない状態であること。
- l) 合わせ目の違い 合わせ目のずれている状態が目立たない程度で、全体的に調和がとれていること。ただし、美観を強調する目的で作為的に目違いの組み合わせをしたものにあつては、単板の重なり又は透き間が0.3 mm以下であること。

m) その他の欠点 極めて軽微であること。

4.2.1.2 側面及び木口面の仕上げの品質

四隅が直角に切断されており，逆目ぼれ，ほれ，毛羽立ち等が施工に支障があってはならない。

4.2.1.3 裏面の品質

次の a)～j)の基準に適合しなければならない。

- a) 節 利用上支障のないこと。
- b) きず及び穴 利用上支障のないこと。
- c) 入り皮，やにつぼ及びやにすじ 利用上支障のないこと。
- d) 腐れ及びぜい心 軽微であること。
- e) 丸身 軽微であること。
- f) 割れ 顕著でないこと。
- g) 樹脂 利用上支障のないこと。
- h) 加工仕上げ 利用上支障のないこと。
- i) その他の欠点 利用上支障のないこと。

4.2.2 側面加工

次の a)及び b)に適合しなければならない。

- a) 根太張用であって厚さが 21 mm 未満のものについては，さねはぎ加工を施したものであること。
- b) その他のものにあつては，あいじゃくり加工等を施したものであること。

4.2.3 雄ざねの欠け

次の a)及び b)に適合しなければならない。

- a) 根太張用にあつては，雄ざねの厚さの中心線上において幅方向に 1 mm 以上欠けている部分の長さの合計が雄ざねの長さの 40 %以下であること。ただし，長さが 25 mm 以下の局所的な欠けで集在しないものを除く。
- b) その他のものにあつては，利用上支障のないこと。

4.2.4 曲がり，反り及びねじれ

次の a)及び b)に適合しなければならない。

- a) 曲がりについては，その矢高が，フローリングの長さ 1 818 mm 当たり 1 mm 以下であること。
- b) 反り及びねじれについては，利用上支障のないこと。

4.2.5 段違い

0.3 mm 以下でなければならない。

4.2.6 含水率

JAS 1073-2 の 4.1 の含水率試験の結果，同一試料フローリングから採取した試験片の含水率の平均値が 14 %以下でなければならない。

4.2.7 接着の程度

JAS 1073-2 の 4.2 の浸せき剝離試験の結果、試験片の同一接着層における剝離しない部分の長さがそれぞれの側面（幅方向に直交する接着層にあつては、表面及び裏面）において 2/3 以上でなければならない。

4.2.8 たて継ぎ部の品質

フィンガージョイント又はスカーフジョイントであり、JAS 1073-2 の 4.3 の曲げ強度試験の結果、試験片のたて継ぎ部が破壊してはならない。ただし、基材の全層にたて継ぎした部分がフローリングの幅の全長に渡って一直線上に存するものであって根太張用に限る。

4.2.9 曲げたわみ

JAS 1073-2 の 4.7 の曲げ試験の結果、たわみの差が 3.5 mm 以下でなければならない。ただし、根太張用に限る。

4.2.10 耐摩耗性

天然木化粧を施したものであつてその厚さが 1.2 mm 未満のものについては JAS 1073-2 の 4.8 の摩耗 A 試験、特殊加工化粧を施したものにあつては、JAS 1073-2 の 4.8 の摩耗 A 試験又は 4.9 の摩耗 B 試験の結果、それぞれ表 9 の基準を満たしていなければならない。

表 9—摩耗試験の基準

試験項目	基準
摩耗 A 試験	500 回転後において表面材料が残っており、基材が現れることなく、かつ、100 回転当たりの摩耗減量が 0.15 g 以下であること。
摩耗 B 試験	100 回転後における表面の状態が試験前の表面の状態に比べて著しく変化していないこと。

4.2.11 防虫

4.2.11.1 ひき板を基材とし、構成層が 1 のものの表面に厚さ 1.2 mm 未満の単板を張り合わせて化粧加工を施したものの及び構成層が 1 の集成材を基材としたもの

防虫処理を施した旨の表示をするものにあつては、ほう素化合物、フェントロチオン又はピリダフェンチオンによって防虫処理が行われており、かつ、JAS 1073-2 の 4.4 の防虫処理 A 試験の結果、表 10 の左欄に掲げる薬剤の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる基準に適合しなければならない。

4.2.11.2 4.2.11.1 以外のもの

防虫処理を施した旨の表示をするもののうち、ほう素化合物で処理するものにあつては単板処理法、フェントロチオン、ピフェントリン又はシフェントリンで処理するものにあつては接着剤混入法によって防虫処理が行われており、かつ、JAS 1073-2 の 4.5 の防虫処理 B 試験の結果、表 10 の左欄に掲げる薬剤の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に適合しなければならない。

表 10—防虫処理の基準

薬剤	基準	
	ひき板を基材とし、構成層が 1 のものの表面に厚さ 1.2 mm 未満の単板を張り合わせて化粧加工を施したもの及び構成層が 1 の集成材を基材としたもの	左記以外のもの
ほう素化合物	次による。 a) 平均浸潤長が各測定面について辺材部分で 5 mm 以上であること。ただし、測定面に辺材部分がなく心材部分のものにあつては 3 mm 以上であること。 b) ほう酸の含有率が 0.3 %以上であること。	ほう酸として 1.2 kg/m ³ 以上
フェニトロチオン	フェニトロチオンの含有率が 0.07%以上あること。	フェニトロチオンとして 0.1 kg/m ³ 以上 0.5 kg/m ³ 以下
ピリダフェンチオン	ピリダフェンチオンの含有率が 0.04%以上あること。	—
ビフェントリン	—	ビフェントリンとして 0.01 kg/m ³ 以上 0.05 kg/m ³ 以下
シフェノトリン	—	シフェノトリンとして 0.01 kg/m ³ 以上 0.05 kg/m ³ 以下

4.2.12 ホルムアルデヒド放散量

JAS 1073-2 の 4.6 のホルムアルデヒド放散量試験の結果、JAS 1073-1 の B.1.1 によって採取した試料フローリングのホルムアルデヒド放散量の平均値及び最大値が、性能区分に応じ、それぞれ表 11 の数値以下でなければならない。ただし、ホルムアルデヒドを含む接着剤及びホルムアルデヒドを放散する塗料等（塗料、特殊加工化粧用資材、表面加工の保護を目的として積層された材料及び不陸緩和材等を積層接着したものをいう。）を使用していないことを登録認証機関又は登録外国認証機関が認めた場合にあつては、この限りでない。

表 11—ホルムアルデヒド放散量の基準

単位 mg/L		
性能区分	平均値	最大値
F☆☆☆☆	0.3	0.4
F☆☆☆	0.5	0.7
F☆☆	1.5	2.1
F☆	5.0	7.0

4.2.13 吸水膨張性

JAS 1073-2 の 4.10 の吸水厚さ膨張率試験の結果、試験片の厚さに応じ、吸水厚さ膨張率がそれぞれ表 12 の基準を満たしていなければならない。ただし、複合フローリングであつてミディアムデンシティファイバーボード（MDF）、パーティクルボード等吸水によって著しく膨張する基材を使用しているものに限る。

表 12—吸水厚さ膨張率の基準

試験片の厚さ	基準
12.7 mm 以下	25 %以下であること。
12.7 mm を超えるもの	20 %以下であること。

4.2.14 寸法

a)～c)に適合しなければならない。

a) 表示された寸法と測定した寸法との差が、表 13 の数値以下であること。

表 13—寸法の許容差

単位 mm		
厚さ	不陸緩和材等を貼付したもの	±0.5
	上記以外のもの	±0.3
幅	240 未満	±0.3
	240 以上	±0.5
長さ	900 未満	±0.5
	900 以上	±1.0
	3 600 未満	
	3 600 以上	±2.0

b) 測定した厚さが、表 14 の数値以上であること。

表 14—厚さの基準

単位 mm		
区分	根太張用	直張用
厚さ	12	3

c) 化粧板の厚さが、表示厚さ 1.2 mm 以上のものにあつては、測定した厚さが 1.2 mm 以上であり、かつ、表示厚さと測定した厚さとの差が±0.3 mm 以内であること。

5 表示

5.1 単層フローリング

5.1.1 表示事項

次による。

a) 次の事項を一括して表示しなければならない。

- 1) 品名
- 2) 樹種名
- 3) 等級
- 4) 乾燥法
- 5) 寸法
- 6) 製造業者、販売業者又は輸入業者（以下“製造業者等”という。）の氏名又は名称及び所在地

b) フローリングボードにあつては、a)に規定するもののほか、用途を一括して表示しなければならない。

c) a)又はb)に規定するもののほか、接着剤又は塗料等（塗料及び裏面に不陸緩和材等を積層接着したものをいう。以下 5.1 において同じ。）を使用したものにあつては、ホルムアルデヒド放散量の性能区分を、接着剤及び塗料等を使用していないものにあつては、接着剤及び塗料等を使用していない旨をそれぞれ一括して表示しなければならない。

d) a)又はb)に規定するもののほか、次に掲げる表示をするものにあつては、c)の表示を省略しなければならない。

- 1) 接着剤を使用せず、塗料等を使用したものであつて、ホルムアルデヒドを放散する塗料等を使用していないことを登録認証機関又は登録外国認証機関が認めた場合にあつては、ホルムアルデヒドを放散しない塗料等

を使用している旨を表示してもよい。なお、その旨を表示する場合にあっては、一括表示するものとする。

- 2) 接着剤を使用し、塗料等を使用していないものであって、ホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないことを登録認証機関又は登録外国認証機関が認めた場合にあっては、非ホルムアルデヒド系接着剤を使用している旨を表示してもよい。なお、その旨を表示する場合にあっては、一括表示するものとする。
- 3) 接着剤及び塗料等を使用したものであって、ホルムアルデヒドを含む接着剤及びホルムアルデヒドを放散する塗料等を使用していないことを登録認証機関又は登録外国認証機関が認めた場合にあっては、非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等を使用している旨を表示してもよい。なお、その旨を表示する場合にあっては、一括表示するものとする。
- e) 防虫処理を施した旨の表示をするものにあっては、a)～d)に規定するもののほか、防虫処理方法を一括して表示しなければならない。
- f) こりに表示する場合にあっては、a)～e)に規定するもののほか、入り数を一括して表示しなければならない。

5.1.2 表示の方法

次による。

- a) 5.1.1 a)～e)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。
 - 1) **品名** フローリングボードにあっては“フローリングボード”と、フローリングブロックにあっては“フローリングブロック”と、モザイクパーケットにあっては“モザイクパーケット”と記載する。
 - 2) **樹種名** ひき板の樹種名を最も一般的な名称をもって記載する。なお、複数の樹種を用いた場合は、その使用量の多いものから順に記載する。
 - 3) **等級** 4.1.1.1 の表 1～表 3 の基準の欄に掲げる等級に応じ、“1 等”又は“2 等”と記載する。
 - 4) **乾燥法** 天然乾燥法によったものにあっては“天然乾燥”又は“天乾”と、人工乾燥法によったものにあっては“人工乾燥”又は“人乾”と記載する。
 - 5) **寸法** 厚さ、幅及び長さをミリメートル、センチメートル又はメートルの単位で、単位を明記して記載する。なお、こりに表示する場合は、総材面積を入り数の項に併せて表示するものに限り、長さの記載を省略してもよい。
 - 6) **製造業者等の氏名又は名称及び所在地** 製造業者にあっては製造業者の氏名又は名称及び所在地を、販売業者にあっては販売業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。ただし、輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。
 - 7) **用途** 根太張用にあっては“根太張用”と、直張用にあっては“直張用”と記載する。
 - 8) **ホルムアルデヒド放散量** 性能区分が F☆☆☆☆のものにあっては“F☆☆☆☆”と、性能区分が F☆☆☆のものにあっては“F☆☆☆”と、性能区分が F☆☆のものにあっては“F☆☆”と、性能区分が F☆のものにあっては“F☆”と記載する。
 - 9) **接着剤等の使用状態** 接着剤及び塗料等を使用していない旨の表示をする場合にあっては、“接着剤等不使用”と記載する。
 - 10) **使用接着剤等の種類**
 - 10.1) 5.1.1 d) 1)によって、ホルムアルデヒドを放散しない塗料等を使用している旨の表示をする場合にあっては、“ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用”と記載する。
 - 10.2) 5.1.1 d) 2)によって、非ホルムアルデヒド系接着剤を使用している旨の表示をする場合にあっては、“非ホルムアルデヒド系接着剤使用”と記載する。
 - 10.3) 5.1.1 d) 3)によって、非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等を使用している旨の表示をする場合にあっては、“非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用”と記載する。
 - 11) **防虫処理方法** ほう素化合物で処理したものにあっては“ほう素化合物”又は“B”と、フェニトロチオンで処理したものにあっては“フェニトロチオン”又は“FE”と、ピリダフェンチオンで処理したものにあっては“ピリダフェンチオン”又は“PF”と記載する。
- b) 5.1.1 に規定する事項の表示は、A.2.1 によって、各枚又は各こりの、見やすい箇所に明瞭にしなければならない。

5.2 複合フローリング

5.2.1 表示事項

次による。

- a) 次の事項を一括して表示しなければならない。
 - 1) 品名
 - 2) 用途
 - 3) 材料名
 - 4) 寸法
 - 5) ホルムアルデヒド放散量
 - 6) 製造業者等の氏名又は名称及び所在地
- b) 表面に化粧加工を施したものにあっては、a)に規定するもののほか、化粧加工の方法を一括して表示しなければならない。
- c) 表面に天然木化粧を施したものにあっては、a)又はb)に規定するもののほか、樹種名を一括して表示しなければならない。
- d) 表面に特殊加工化粧を施したものと及び表面に天然木化粧を施したもの（化粧板の厚さが 1.2 mm 未満のものに限る。）にあっては、a)～c)に規定するもののほか、摩耗試験方法を一括して表示しなければならない。
- e) 防虫処理を施した旨の表示をしようとするものにあっては、a)～d)に規定するもののほか、防虫処理方法を一括して表示しなければならない。
- f) a)～e)に規定するもののほか、次に掲げる表示を行うものにあっては、a)5)の表示を省略しなければならない。
 - 1) 塗料等（塗料、特殊加工化粧用資材、表面加工の保護を目的として積層された材料及び不陸緩和材等を積層接着したものを用いる。以下 5.2 において同じ。）を使用していないものであって、ホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないことを登録認証機関又は登録外国認証機関が認めた場合にあっては、非ホルムアルデヒド系接着剤を使用している旨を表示してもよい。なお、その旨を表示する場合にあっては、一括表示するものとする。
 - 2) 塗料等を使用したものであって、ホルムアルデヒドを含む接着剤及びホルムアルデヒドを放散する塗料等を使用していないことを、登録認証機関又は登録外国認証機関が認めた場合にあっては、非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等を使用している旨を表示してもよい。なお、その旨を表示する場合にあっては、一括表示するものとする。
- g) こりに表示する場合にあっては、a)～f)に規定するもののほか、入り数を一括して表示しなければならない。

5.2.2 表示の方法

次による。

- a) 5.2.1 a)～f)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。
 - 1) 品名 “複合フローリング”と記載する。
 - 2) 用途 根太張用にあつては“根太張用”と、直張用にあつては“直張用”と記載する。
 - 3) 材料名 使用した主な基材名については、合板を使用したものにあっては“合板”と、集成材を使用したものにあっては“集成材”と、単板積層材を使用したものにあっては“単板積層材”と、その他のものにあってはその材料名を記載する。
 - 4) 寸法 厚さ、幅及び長さをミリメートル、センチメートル又はメートルの単位で、単位を明記して記載する。なお、こりに表示する場合は、総材面積を入り数の項に併せて表示するものに限り、長さの記載を省略してもよい。
 - 5) ホルムアルデヒド放散量 性能区分が F☆☆☆☆のものにあつては“F☆☆☆☆”と、性能区分が F☆☆☆のものにあつては“F☆☆☆”と、性能区分が F☆☆のものにあつては“F☆☆”と、性能区分が F☆のものにあつては“F☆”と記載する。
 - 6) 製造業者等の氏名又は名称及び所在地 製造業者にあつては製造業者の氏名又は名称及び所在地を、販売業者にあつては販売業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。ただし、輸入品にあつては、

輸入業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。

- 7) **化粧加工の方法** 天然木化粧を施したものにあっては“天然木化粧”と、特殊加工化粧を施したものにあっては“特殊加工化粧”と記載する。化粧板にひき板を使用したものにあっては、化粧板の種類を括弧を付して“天然木化粧（ひき板）”と記載する。
- 8) **化粧板の樹種名** 天然木化粧を施したものにあっては、化粧加工に使用した樹種名を、最も一般的な名称をもって記載する。なお、複数の樹種を用いた場合は、その使用量の多いものから順に記載する。化粧板の厚さが 1.2 mm 以上のものにあっては、当該名称の次に括弧を付して、化粧板の厚さをミリメートルの単位で、単位を明記して記載する。
- 9) **摩耗試験方法** “摩耗 A 試験合格”又は“摩耗 B 試験合格”と記載する。
- 10) **防虫処理方法** ほう素化合物で処理したものにあっては“ほう素化合物”又は“B”と、フェントロチオンで処理したものにあっては“フェントロチオン”又は“FE”と、ピリダフェンチオンで処理したものにあっては“ピリダフェンチオン”又は“PF”と、ビフェントリンで処理したものにあっては“ビフェントリン”又は“BF”と、シフェノトリンで処理したものにあっては“シフェノトリン”又は“CF”と記載する。
- 11) **使用接着剤等の種類**
 - 11.1) **5.2.1 f) 1)**によって、非ホルムアルデヒド系接着剤を使用している旨の表示をする場合には、“非ホルムアルデヒド系接着剤使用”と記載する。
 - 11.2) **5.2.1 f) 2)**によって、非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等を使用している旨の表示をする場合には、“非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用”と記載する。
- b) 表示事項の項に規定する事項の表示は、**A.2.2** によって、各枚又は各こりの、見やすい箇所に明瞭にしなければならない。

5.3 表示禁止事項

次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

- a) 表示事項の項の規定によって表示してある事項の内容と矛盾する用語
- b) その他品質を誤認させるような文字、絵その他の表示

附属書 A
(規定)
フローリングの表示の様式

A.1 一般

箇条 5 に規定する事項の表示の様式を、次に示す。なお、この様式は縦書きにしてよい。

A.2 表示様式

A.2.1 単層フローリングの表示の様式

品	名
用	途 ^{a)}
樹	種
等	級
ホルムアルデヒド放散量 ^{b)~d)}	
接着剤等の使用状態 ^{e)}	
使用接着剤等の種類 ^{d)}	
乾	燥
防	虫
処	理
方	法 ^{e)}
寸	法
入	り
数 ^{f)}	
製	造
業	者
等 ^{g)}	

- 注 a) フローリングブロック及びモザイクパーケットにあつては、この様式中“用途”を省略する。
- 注 b) ホルムアルデヒド放散量の表示をしない場合にあつては、この様式中“ホルムアルデヒド放散量”を省略する。
- 注 e) ホルムアルデヒド放散量の表示をする場合又は接着剤等の使用状態の表示をする場合にあつては、この様式中“接着剤等の使用状態”を省略する。
- 注 d) ホルムアルデヒド放散量の表示をする場合又は使用接着剤等の種類の表示をする場合にあつては、この様式中“使用接着剤等の種類”を省略する。
- 注 e) 防虫処理を施した旨の表示をしていないものにあつては、この様式中“防虫処理方法”を省略する。
- 注 f) こりに表示しないものにあつては、この様式中“入り数”を省略する。
- 注 g) 製造業者等は、製造業者である場合にあつては“製造業者”に、販売業者である場合にあつては、“販売業者”に、輸入品にあつては、“輸入業者”に置き換える。

図 A.1ー単層フローリングの表示の様式

A.2.2 複合フローリングの表示の様式

品	名
用	途
材	料
ホルムアルデヒド放散量 ^{a)} ^{b)}	
使用接着剤等の種類 ^{b)}	
化粧加工の方法 ^{c)}	
化粧板の樹種名 ^{d)}	
摩耗試験方法 ^{e)}	
防虫処理方法 ^{f)}	
寸	法
入	り
製造業者等 ^{g)}	数 ^{g)}

- 注^{a)} ホルムアルデヒド放散量の表示をしない場合にあつては、この様式中“ホルムアルデヒド放散量”を省略する。
- 注^{b)} ホルムアルデヒド放散量の表示をする場合にあつては、この様式中“使用接着剤等の種類”を省略する。
- 注^{c)} 表面に化粧加工を施していないものにあつては、この様式中“化粧加工の方法”を省略する。
- 注^{d)} 表面に天然木化粧加工を施していないものにあつては、この様式中“化粧板の樹種名”を省略する。また、化粧板の厚さが 1.2 mm 以上の天然木化粧を施したものにあっては、この様式中“化粧板の樹種名”を“化粧板の樹種名（厚さ）”とする。
- 注^{e)} 摩耗試験方法を表示しないものにあつては、この様式中“摩耗試験方法”を省略する。
- 注^{f)} 防虫処理を施した旨の表示をしていないものにあつては、この様式中“防虫処理方法”を省略する。
- 注^{g)} こりに表示しないものにあつては、この様式中“入り数”を省略する。
- 注^{h)} 製造業者等は、製造業者である場合にあつては“製造業者”に、販売業者である場合にあつては、“販売業者”に、輸入品にあつては、“輸入業者”に置き換える。

図 A.2—複合フローリングの表示の様式

附属書 B

(規定)

試験試料の採取・試験結果の判定

B.1 試験試料の採取

B.1.1 JAS 1073-2 の 4.1 の含水率試験, 4.2 の浸せき剥離試験, 4.3 の曲げ強度試験, 4.4 の防虫処理 A 試験, 4.5 の防虫処理 B 試験, 4.6 のホルムアルデヒド放散量試験, 4.8 の摩耗 A 試験, 4.9 の摩耗 B 試験及び 4.10 の吸水厚さ膨張率試験に供する試料フローリングは, 1 荷口から, 表 B.1 の左欄に掲げるフローリングの枚数に応じ, それぞれ同表の右欄に掲げる枚数を無作為に抜き取るものとする。

表 B.1—フローリング (JAS 1073-2 の 4.7 の曲げ試験に供するものを除く。) の抜き取り枚数

単位 枚

荷口のフローリングの枚数	試験フローリングの枚数 ^{a)}
1 000 枚以下	2
1 001 枚以上 2 000 枚以下	3
2 001 枚以上 3 000 枚以下	4
3 001 枚以上	5
注 ^{a)} JAS 1073-2 の 4.6 のホルムアルデヒド放散量試験以外の試験について再試験を行う場合は, 右欄に掲げる数量の 2 倍の試験フローリングを抜き取る。	

B.1.2 JAS 1073-2 の 4.7 の曲げ試験に供する試験フローリングは, 1 荷口から, 表 B.2 の左欄に掲げるフローリングの枚数に応じ, それぞれ同表の右欄に掲げる枚数を無作為に抜き取るものとする。

表 B.2—JAS 1073-2 の 4.7 の曲げ試験に供するフローリングの抜き取り枚数

単位 枚

荷口のフローリングの枚数	試験フローリングの枚数 ^{a)}
1 000 枚以下	4
1 001 枚以上 2 000 枚以下	6
2 001 枚以上 3 000 枚以下	8
3 001 枚以上	10
注 ^{a)} 再試験を行う場合は, 右欄に掲げる数量の 2 倍の試験フローリングを抜き取る。	

B.2 試験結果の判定

JAS 1073-2 の 4.6 のホルムアルデヒド放散量試験以外の試験にあつては, 1 荷口から抜き取られた試験フローリングから切り取られた試験片 (4.1 の含水率試験にあつては 1 荷口から抜き取られた試験フローリング, 4.7 の曲げ試験にあつては 1 荷口から抜き取られた試験フローリング) のうち, 当該試験に係る基準に適合するものの数がその総数の 90%以上であるときは, その荷口のフローリングは, 当該試験に合格したものとし, 70%未満であるときは, 不合格とする。適合するものの数が 70%以上 90%未満であるときは, その荷口のフローリングについて改めて当該試験に要する試験フローリング又は試験フローリングを抜き取って再試験を行い, その結果, 適合するものの数が 90%以上であるときは, 当該試験に合格したものとし, 90%未満であるときは, 不合格とする。

附属書 C
(規定)
フローリングの標準寸法

C.1 単層フローリングの標準寸法

単層フローリングの標準寸法は、表 C.1 による。

表 C.1—単層フローリングの標準寸法

単位 mm

区分	フローリングボード		フローリングブロック	モザイクパーケット	
	根太張用	直張用		ピース	モザイクパーケット
厚さ	12, 15, 18	6, 8, 9, 10, 12, 14, 15, 18	10, 12, 15, 18	6, 8, 9	
幅	60, 64, 75, 78, 90, 94, 100, 110		240, 300, 303	18 以上 0.5 ごと	ピースの幅の整数倍
長さ	350 以上 10 ごと	240 以上 10 ごと	240, 300, 303	ピースの幅の整数倍	

C.2 複合フローリングの標準寸法

複合フローリングの標準寸法は、表 C.2 による。

表 C.2—複合フローリングの標準寸法

単位 mm

区分	根太張用	直張用
厚さ	12, 15, 18	3, 6, 8, 9, 10, 12, 15, 18
幅	75, 90, 100, 110, 150, 222, 240, 300, 303, 455	
長さ	900, 1 800, 1 818, 3 000, 3 600, 3 800, 4 000	240, 300, 303, 900, 1 800, 1 818

日本農林規格

JAS
1073-2 : 2026

フローリングー第2部：試験方法

Flooring — Part 2 : Test methods

1 適用範囲

この規格は、**JAS 1073-1** の試験方法について規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格のうち、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JAS 1073-1 フローリングー第1部：一般要求事項

JIS A 1453 建築材料及び建築構成部分の摩耗試験方法（研摩紙法）

JIS A 1460:2021 建築用ボード類のホルムアルデヒド放散量の試験方法—デシケーター法

JIS K 8034 アセトン（試薬）

JIS K 8180 塩酸（試薬）

JIS K 8625 炭酸ナトリウム（試薬）

JIS K 8863 ほう酸（試薬）

JIS K 8951 硫酸（試薬）

JIS K 8102 エタノール（95）（試薬）

JIS K 8230 過酸化水素（試薬）

JIS K 8264 ぎ酸（試薬）

JIS K 8680 トルエン（試薬）

JIS K 9005 りん酸（試薬）

JIS R 1301 化学分析用磁器ろつぼ

JIS R 3503 化学分析用ガラス器具

JIS R 3505 ガラス製体積計

JIS Z 8401 数値の丸め方

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JAS 1073-1** による。

4 試験

4.1 含水率試験

含水率試験は、**4.1.1**～**4.1.3** による。なお、これ以外の方法によって含水率試験に係る基準に適合するかどうかを明らかに判定することができる場合は、その方法によって算出してよい。

4.1.1 試験片の作製

試験片は、各試料フローリングから質量 20 g 以上のものを 2 片ずつ作製する。表面が非吸湿材料のものにあつては、これを削り取るものとする。

4.1.2 手順

試験片の質量を測定し、これを乾燥器中で $103\text{ }^{\circ}\text{C}\pm 2\text{ }^{\circ}\text{C}$ の温度で乾燥し、恒量 ^{a)} に達したと認められるときの質量（以下“全乾質量”という。）を測定する。

注 ^{a)} 恒量とは、一定時間（6 時間以上とする。）ごとに測定したときの質量の差が試験片の質量の 0.1 % 以下の状態をいう。

4.1.3 計算

全乾質量を測定した後、式(1)によって 0.1 % の単位まで含水率を算出し、同一の試料フローリングから作製された試験片の含水率の平均値を 0.5 % の単位まで算出する。

$$W = \frac{W_1 - W_2}{W_2} \times 100 \dots\dots\dots (1)$$

ここで、
 W : 含水率 (%)
 W_1 : 乾燥前の質量 (g)
 W_2 : 乾燥後の質量 (g)

4.2 浸せき剥離試験

4.2.1 試験片の作製

試験片は、各試料フローリングから 1 辺が 75 mm の正方形のもの〔製品の幅が 75 mm 未満の場合にあつては、製品の幅（さねはぎ加工等の部分を除く。）×75 mm の長方形のもの〕を 4 片ずつ作製する。なお、側面及び木口面が枠組みしてある試料フローリングから切り取った試験片は、その側面及び木口面をアルミ配合ポリウレタン塗料で被覆する。

4.2.2 手順

試験片を $70\pm 3\text{ }^{\circ}\text{C}$ の温水中に 2 時間浸せきした後、 $60\pm 3\text{ }^{\circ}\text{C}$ の恒温乾燥器に入れ、器中に湿気がこもらないようにして 3 時間乾燥する。

4.2.3 計算

試験片の 4 側面における剥離の長さ（その透き間が 0.05 mm 未満のもの及び剥離の長さが 3 mm 以下のものを除く。）を測定し、同一接着層における剥離の長さの合計を算出する。なお、剥離の長さの測定にあつては、干割れ、節等による木材の破壊、節が存在する部分のはがれ及び基材が単板で構成される場合の単板の幅はぎ部は、剥離とみなさない。

4.3 曲げ強度試験

曲げ強度試験は、4.3.1 及び 4.3.2 による。なお、これ以外の方法によって曲げ強度試験に係る基準に適合するかどうかを明らかに判定することができる場合は、その方法を用いてよい。

4.3.1 試験片の作製

試験片は、各試料フローリングから目切れ材を除いて図1に示す試験片を1個ずつ作製する。

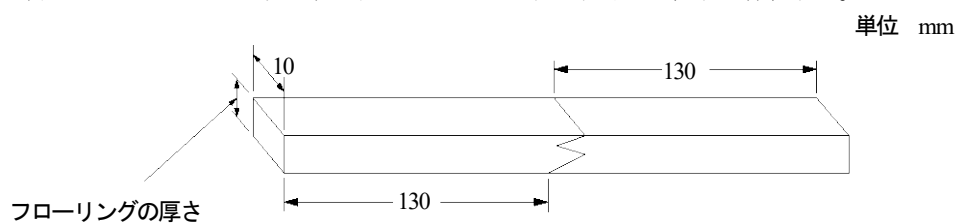


図1—曲げ強度試験の試験片

4.3.2 手順

図2に示す方法によって、たて継ぎ部の曲げ強さを確認する。

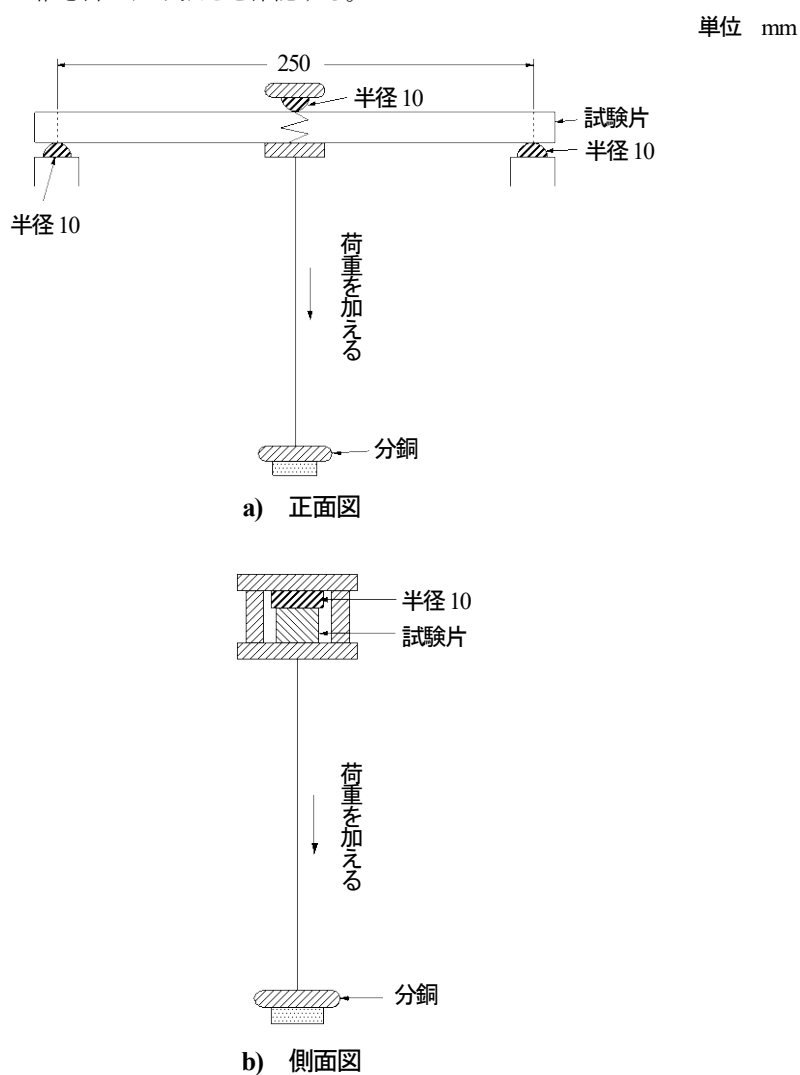


図2—曲げ強度試験の方法

フローリングの表面を上面として、フローリングの厚さに応じ、表1に掲げる質量の分銅によって荷重を加える。

表 1—試験時の厚さごとの分銅の質量

フローリングの厚さ mm		分銅の質量 kg
16 以下		20
16 を超え	18 以下	30
18 を超え	20 以下	40
20 を超えるもの		50

4.4 防虫処理 A 試験

4.4.1 試験片の作製

試験片は、各試料フローリングからフローリングの長さの中央部付近において、試料フローリングの幅で適当な長さの小片を 1 枚ずつ作製する。

4.4.2 浸潤長試験

4.4.2.1 薬剤の呈色法

試験片の切断面にクルクミン（植物製。以下同じ。）2 g をエタノール 98 g に溶解したものを塗布し、乾燥させた後、塩酸 20 mL を水 80 mL に溶解したものをサリチル酸で飽和させた指示薬を塗布し、指示薬の色を黄色から赤色に呈色させる。

4.4.2.2 浸潤長の計算

浸潤長は、表面及び裏面からの浸潤長を求めるものとし、試験片の切断面の呈色した部分の長さを、表面又は裏面の測定面（試験片の切断面に辺材と心材が混在している場合は辺材部分を含む面を測定面とする。以下同じ。）の試験片の幅方向の長さを四等分した 3 点において測定面から直角に測定し、3 点における浸潤長の平均とする。

4.4.3 薬剤含有率試験

薬剤含有率試験は、4.4.3.1 及び 4.4.3.2 による。なお、これ以外の方法によって薬剤含有率試験に係る基準に適合するかどうかを明らかに判定することができる場合は、その方法を用いてよい。

4.4.3.1 ほう素化合物で処理したもの

4.4.3.1.1 クルクミン法又は 4.4.3.1.2 カルミン酸法のいずれかによってほう酸の量を定量する。

4.4.3.1.1 クルクミン法

次による。

a) 試薬の調製 次による。

- 1) クルクミン溶液 クルクミン 0.1 g をエタノール 400 mL に溶解する。
- 2) しゅう酸アセトン溶液 しゅう酸 50 g をアセトン 500 mL に溶解し、ろ過する。
- 3) ほう酸標準溶液 ほう酸を硫酸デシケーターの中で 5 時間乾燥させたもの 500 mg を水に溶解して全量を 1 000 mL としたものをほう酸標準原液とする。使用時にこの原液を水で 50 倍に希釈してほう酸標準溶液とする。
このほう酸標準溶液 1 mL には 10 µg のほう酸を含む。

b) 試料液の調製 試験片の表面及び裏面から 2 mm の深さまで削り取った木片を細かく砕いて全乾にしたもの約 1

g をるつぼ又は蒸発皿に正確にはかりとり、1 %炭酸ナトリウム溶液（無水炭酸ナトリウム 10 g を水に溶解して全量を 1 000 mL にしたもの。以下同じ。）を加えてアルカリ性として、水浴上でその混合物を乾燥させる。次に、マッフル炉を用いてできるだけ低い温度でゆっくり灰化させ、次第に温度を上げて暗い赤熱状態（約 580℃）とし、それ以上の温度にならないようにする。灰分を塩酸（1+9）で酸性とした後、水を加えて全量を 100 mL としたものを試料液とする。

- c) **定量方法** 試料液 1 mL を内径 5 cm のるつぼに採り、1 %炭酸ナトリウム溶液を加えてアルカリ性とした後、水浴上で蒸発乾固する。次に、残留物を放冷した後、塩酸（1+4）1 mL、しゅう酸アセトン溶液 5 mL 及びクルクミン溶液 2 mL を加えて、55±2℃ の水浴上で 2 時間 30 分加熱する。これを放冷した後、残留物にアセトン 20～30 mL を加えて溶出させ、100 mL の全量フラスコにこし入れる。アセトンで容器及び残留物を数回洗い、洗液を合わせて全量を 100 mL とした後、その一部を吸収セルに移し、空試験液を対照液として波長 540 nm における吸光度を測定する。
- d) **検量線の作成** ほう酸標準溶液 0～4 mL を段階的に 100 mL の全量フラスコに採り、水を標線まで加えて調製した後、c) の定量方法と同じく操作して、ほう酸の量と吸光度との関係線を作成して検量線とする。
- e) **計算** c) で測定した吸光度と d) で作成した検量線から試料液全量中におけるほう酸の量を求め、薬剤含有率を式 (2) によって算出する。

$$F = \frac{D}{m \times 10} \dots\dots\dots (2)$$

ここで、
 F : 薬剤含有率 (%)
 D : 薬剤含有量 (mg)
 m : 試験試料の全乾質量 (g)

4.4.3.1.2 カルミン酸法

次による。

- a) **試薬の調製** 次による。
- 1) **カルミン酸溶液** カルミン酸 25 mg に硫酸を加え溶解して、全量を 100 mL とする。
 - 2) **硫酸第一鉄溶液** 硫酸第一鉄 5 g に 0.5 mol/L 硫酸 100 mL を加えて溶解する。
 - 3) **ほう酸標準溶液** ほう酸を硫酸デシケーターの中で 5 時間乾燥させたもの 250 mg を水に溶解して全量を 100 mL としたものをほう酸標準原液とする。使用時にこの原液を水で 50 倍に希釈してほう酸標準溶液とする。
このほう酸標準溶液 1 mL 中には 50 µg のほう酸を含む。
- b) **試料液の調製** 試験片の表面及び裏面から 2 mm の深さまで削り取った木片を細かく砕いて全乾にしたもの約 1 g を石英ガラス製又は無ほう酸ガラス製の 200～500 mL の共通すり合わせケルダールトラップ球付き丸底フラスコ（以下“丸底フラスコ”という。）に正確にはかりとり、過酸化水素水 15 mL、硫酸 2 mL 及びりん酸 2 mL を添加する。次に、これを砂浴上で徐々に加熱し、内容物を分解し、内容物が黒色になったところで過酸化水素水 5 mL を追加する。この操作を繰り返し、試料が完全に分解して内容物が透明になり、硫酸白煙が発生するまで濃縮した後、放冷する。その後、丸底フラスコの中の分解液を 200 mL の全量フラスコに移し、水を標線まで加えて調製したものを試料液とする。
- c) **定量方法** 試料液 2 mL を 25 mL の全量フラスコに採り、塩酸 3 滴、硫酸第一鉄溶液 3 滴及び硫酸 10 mL を加えて混合し、全量フラスコに共栓を付し水冷した後、カルミン酸溶液 10 mL を加えて混合する。次に、これを再び水冷し、硫酸を標線まで加えて調製したものを 45 分間室温で放置した後その一部を吸収セルに移し、空試験液を対照液として波長 600 nm における吸光度を測定する。
- d) **検量線の作成** ほう酸標準溶液 0～2 mL を段階的に 25 mL の全量フラスコに採り、それぞれの全量が 2 mL となるよう水を加えた後、c) の定量方法と同じく操作して、ほう酸の濃度と吸光度との関係線を作成して検量線とする。
- e) **計算** 次による。
- 1) **ほう酸含有量** c) で測定した吸光度と d) で作成した検量線からほう酸の濃度を求め、式 (3) によって試料液全量中におけるほう酸の量を算出する。

$$D_A = \frac{\rho_A \times 25 \times 100}{1000} \dots\dots\dots (3)$$

ここで、 D_A : ほう酸含有量 (mg)
 ρ_A : 検量線から求めた試験溶液のほう酸濃度 ($\mu\text{g/mL}$)

- 2) 薬剤含有率 式(2)によって算出する。

4.4.3.2 フェニトロチオン又はピリダフェンチオンで処理したもの

次による。

- a) **フェニトロチオン又はピリダフェンチオン標準溶液の調製** フェニトロチオン又はピリダフェンチオン標準品 50 mg を 100 mL の全量フラスコに採り、アセトンを標線まで加えて調製する。
- b) **試料液の調製** 試験片の表面又は裏面 45 cm^2 を 0.5 mm の深さまで削り取った木片を細かく砕いたものを 200 mL の丸底フラスコに入れ、アセトン (9+1) 50 mL を加え、ソックスレー抽出器を用いて $45\sim 50\text{ }^\circ\text{C}$ の水浴上で 3 時間加熱し、薬液を抽出する。次に、これを 500 mL の吸引瓶に 17 GE のガラスろ過器を用いて水で洗浄しながら吸引ろ過した後、100 mL のなす型フラスコに入れ、ロータリーエバポレーターを用いて $35\text{ }^\circ\text{C}$ の水浴上で加熱しながら蒸発乾固させる。これを 25 mL の全量フラスコに入れ、アセトンを標線まで加えて調製したものを試料液とする。
- c) **定量方法** 試料液 2 μL をガスクロマトグラフ (以下“GC”という。) に注入してクロマトグラムを得た後、フェニトロチオン又はピリダフェンチオンのピーク高さを求める。
- d) **検量線の作成** フェニトロチオン又はピリダフェンチオン標準溶液 1~7 mL を段階的に 50 mL の全量フラスコに採り、アセトンで定容とした後、c)の定量方法と同じく操作して、フェニトロチオン又はピリダフェンチオンの濃度とピーク高さとの関係線を作成して検量線とする。
- e) **計算** 次による。
- 1) **フェニトロチオン又はピリダフェンチオン含有量** c)で測定したピーク高さと、d)で作成した検量線からフェニトロチオン又はピリダフェンチオンの濃度を求め、式(4)によって試料液全量中におけるフェニトロチオン又はピリダフェンチオンの量を算出する。

$$D_{FP} = \frac{\rho_{FP} \times 25}{1\,000} \dots\dots\dots (4)$$

ここで、 D_{FP} : フェニトロチオン又はピリダフェンチオンの含有量 (mg)
 ρ_{FP} : 検量線から求めた試料液のフェニトロチオン又はピリダフェンチオンの濃度 ($\mu\text{g/mL}$)

- 2) 薬剤含有率 式(2)によって算出する。

4.5 防虫処理 B 試験

防虫処理 B 試験は、451 及び 452 による。なお、これ以外の方法によって防虫処理 B 試験に係る基準に適合するかどうかを明らかに判定することができる場合は、その方法を用いてよい。

4.5.1 分析用試料の調製

各試料フローリングから適当な大きさの試験片を 2 片ずつ作製し、同一の試料フローリングから作製した 2 片の試験片から削り取った木片を混ぜ合わせた後、細かく砕いたものを分析用試料とする。ほう素化合物で処理したものにあっては、更に $100\sim 105\text{ }^\circ\text{C}$ の恒温乾燥器で全乾したものを分析用試料とする。

4.5.2 定量方法

4.5.2.1 ほう素化合物で処理したもの

次による。

- a) **試薬の調製** 4.4.3.1.2 a)に同じ。
- b) **分析用試料溶液の調製** 分析用試料約 1 g を石英ガラス又は無ほう酸ガラス製の 200~500 mL の丸底フラスコに

正確にはかりとり、過酸化水素水 15 mL、硫酸 2 mL 及びりん酸 2 mL を添加する。次に、これを砂浴上で徐々に加熱し、内容物を分解し、内容物が黒色になったところで過酸化水素水 5 mL を追加する。この操作を繰り返し、分析用試料が完全に分解して内容物が透明になり、硫酸白煙が発生するまで濃縮した後放冷する。その後丸底フラスコの中の分解液を 200 mL の全量フラスコに移し、水を標線まで加えて調製したものを分析用試料溶液とする。

- c) **定量方法** 分析用試料液 2 mL を 25 mL の全量フラスコにはかりとり、塩酸 3 滴、硫酸第一鉄溶液 3 滴及び硫酸 10 mL を加えて混合し、25 mL の全量フラスコに共栓を付し水冷した後、カルミン酸溶液 10 mL を加えて混合する。次に、これを再び水冷し、硫酸を標線まで加えて調製し、45 分間室温で放置した後その一部を吸収セルに移し、空試験液を対照液として波長 600 nm における吸光度を測定する。
- d) **検量線の作成** ほう酸標準溶液 0～2.0 mL を段階的に全量フラスコに採り、c)の定量方法と同じく操作して、ほう酸の濃度と吸光度との関係線を作成して検量線とする。
- e) **計算** 次による。
- 1) **ほう酸含有量** c)で測定した吸光度と、d)で作成した検量線からほう酸の濃度を求め、式(3)によって分析用試料溶液全量中におけるほう酸の量を算出する。
 - 2) **吸収量** 式(5)によって算出する。

$$C = \frac{D}{V} \dots\dots\dots (5)$$

ここで、
 C : 薬剤吸収量 (kg/m³)
 D : 薬剤含有量 (mg)
 V : 採取した分析用試料の全乾体積 (cm³)

4.5.2.2 フェニトロチオンで処理したもの

次による。

- a) **試薬の調製** 次による。
- 1) **フェニトロチオン標準溶液** フェニトロチオン標準品 100 mg を 200 mL の全量フラスコに正確にはかりとり、アセトン を標線まで加えて調製する。
 - 2) **りん酸トリオクチル標準溶液** りん酸トリオクチル 50 mg を 200 ml の全量フラスコに正確にはかりとり、アセトン を標線まで加えて調製する。
- b) **分析用試料溶液の調製** 分析用試料約 1 g を 100 mL の共栓付き三角フラスコに正確にはかりとり、ぎ酸 5 mL を加え、試料に均等に湿潤するまで放置し、トルエン 50 mL を加え、よく振り混ぜ超音波による抽出工程を 30 分間行い、室温で 18 時間放置する。次に、これをよく振り混ぜ、ろ過して、200 mL の分液ロートに移す。更に、これを水で洗浄し、トルエン層のみを 150 mL のなす型フラスコに分取し、ロータリーエバポレーターでトルエンを揮散させ、蒸発乾固した抽出物にアセトン 2 mL 及びりん酸トリオクチル標準溶液 2 mL を加えて、これを分析用試料溶液とする。
- c) **定量方法** 分析用試料溶液 2 μL を GC に注入してクロマトグラムを得た後、フェニトロチオン及びりん酸トリオクチルのピーク高さの比を求める。
- d) **検量線の作成** フェニトロチオン標準溶液 0～2.0 mL を段階的に採り、りん酸トリオクチル標準溶液 2 mL を加え、この溶液各 2 μL を c)の定量方法と同じく操作して、フェニトロチオン及びりん酸トリオクチルのピーク高さの比を求め、フェニトロチオン及びりん酸トリオクチルのピーク高さの比と質量比との関係線を作成し検量線とする。
- e) **計算** 次による。
- 1) **フェニトロチオン含有量** c)で測定したピーク高さの比と、d)で作成した検量線からフェニトロチオンの濃度を求め、式(6)によって分析用試料溶液全量中におけるフェニトロチオンの量を算出する。

$$D_F = \frac{R_F \times M_T}{100} \dots\dots\dots (6)$$

ここで、
 D_F : フェニトロチオン含有量 (mg)
 R_F : 検量線から求めた質量比
 M_T : りん酸トリオクチル標準溶液調製時にはかりとったりん酸トリオクチル

の質量 (mg)

- 2) 吸収量 式(5)によって算出する。

4.5.2.3 ビフェントリンで処理したもの

次による。

- a) **ビフェントリン標準溶液の調製** ビフェントリン標準品を正確にはかりとり、所定濃度に高速液体クロマトグラフ（以下“HPLC”という。）移動相又はそれに準じる溶媒で溶解する。
- b) **分析用試料溶液の調製** 分析用試料約 1 g を 100 mL の共栓付き三角フラスコに正確にはかりとり、ぎ酸 5 mL を加え、試料に均等に湿潤するまで放置し、トルエン 50 mL を加え、よく振り混ぜ超音波による抽出工程を 30 分間行い、室温で 18 時間放置する。次にこれをよく振り混ぜ、ろ過して、200 mL の分液ロートに移す。更に、これを水で洗浄し、トルエン層のみを 150 mL のなす型フラスコに分取し、ロータリーエバポレーターでトルエンを揮散させ、蒸発乾固した抽出物を HPLC 移動相又はそれに準じる溶媒 10 mL に溶解させたものを分析用試料溶液とする。
- c) **ビフェントリンの定量** 表 2 に掲げる条件を標準として分析用試料溶液 10 μ L を HPLC に注入しクロマトグラムを得た後、分析試料溶液全量中におけるビフェントリンの量を算出する。

表 2—ビフェントリンの HPLC の条件

項目	HPLC の条件
カラム	内径 4.6 mm 長さ 150 mm のステンレス管にシリカー-C18(ODS)充填剤を充填したもの。又はこれと同等以上の分離能力を有するもの。
移動相	CH ₃ CN/H ₂ O=80/20 (体積比)
移動相流量	1.0 mL/min
カラム温度	40 °C
測定波長	220 nm
注入量	10 μ L

- d) **検量線の作成** ビフェントリン標準溶液適正量を正確に採り、所定濃度に HPLC 移動相又はそれに準じる溶媒で溶解させ、表 2 に掲げる条件を標準としてこの溶液 10 μ L を HPLC に注入しクロマトグラムを得た後、ピーク高さとビフェントリン濃度との関係線を作成し検量線とする。
- e) **計算** 次による。
- 1) **ビフェントリン含有量** c) で測定したピーク高さと、d) で作成した検量線からビフェントリンの濃度を求め、式(7)によって分析用試料溶液全量中におけるビフェントリンの量を算出する。

$$D_B = \frac{R_B \times 10}{1\,000} \dots\dots\dots (7)$$

ここで、 D_B : ビフェントリン含有量 (mg)
 R_B : 検量線から求めたビフェントリンの濃度 (μ g/mL)

- 2) 吸収量 式(5)によって算出する。

4.5.2.4 シフェノトリンで処理したもの

次による。

- a) **シフェノトリン標準溶液の調製** シフェノトリン標準品約 100 mg を 200 mL の全量フラスコに正確にはかりとり、アセトンを標線まで加えて調製する。
- b) **分析用試料溶液の調製** 分析用試料約 5 g を 100 mL の共栓付き三角フラスコに正確にはかりとり、ぎ酸 20 mL を加え、試料に均等に湿潤するまで放置し、トルエン 80 mL を加え、よく振り混ぜ超音波による抽出工程を 30 分間行い、室温で 18 時間放置する。次にこれをよく振り混ぜ、ろ過して、200 mL の分液ロートに移す。更に、これを水で洗浄し、トルエン層のみを 200 mL のなす型フラスコに分取し、ロータリーエバポレーターでトルエンを揮散させ、蒸発乾固した抽出物にアセトン 2 mL 及びフタル酸ジ (2-エチルヘキシル) 標準溶液 [フタル酸

ジ (2-エチルヘキシル) 約 50 mg を 200 mL の全量フラスコに正確にはかりとり、アセトンで標線まで加えて調製したものをいう。以下同じ。] 2 mL を加えたものを分析用試料溶液とする。

- c) シフェノトリンの定量 分析用試料溶液 2 μL を GC に注入してクロマトグラムを得た後、シフェノトリン及びフタル酸ジ (2-エチルヘキシル) 標準溶液のピーク高さの比を求める。
- d) 検量線の作成 シフェノトリン標準溶液 0～2.0 mL を段階的に採り、フタル酸ジ (2-エチルヘキシル) 標準溶液 2 mL を加え、この溶液各 2 μL を GC に注入してクロマトグラムを得た後、シフェノトリン及びフタル酸ジ (2-エチルヘキシル) 標準溶液のピーク高さの比と質量比との関係線を作成し検量線とする。
- e) 計算 次による。
- 1) シフェノトリン含有量 c) で測定したピーク高さと、d) で作成した検量線からシフェノトリンの濃度を求め、式(8)によって分析用試料溶液全量中におけるシフェノトリンの量を算出する。

$$D_C = \frac{R_C \times M_D}{100} \dots\dots\dots (8)$$

ここで、 D_C : シフェノトリン含有量 (mg)
 R_C : 検量線から求めた質量比
 M_D : フタル酸ジ (2-エチルヘキシル) 標準溶液調製時にはかりとったフタル酸ジ (2-エチルヘキシル) の質量 (mg)

- 2) 吸収量 式(5)によって算出する。

4.6 ホルムアルデヒド放散量試験

ホルムアルデヒド放散量試験にあつては、JIS A 1460:2021 によって行う。ただし、JIS A 1460:2021 の 3.1 のホルムアルデヒド放散量、9.1 の試験の準備の e)、9.3.1 の温度、9.9 の試験結果の表示及び 10 の報告は除く。

また、JIS A 1460:2021 の 8.2 の試験片の寸法及び枚数、8.3 の養生、9.4 の試験時間及び 9.8 の計算は次のとおり読み替える。

- a) 8.2 の試験片の寸法及び枚数にあつては、“試験片は、各試料フローリングから長さ 150 mm、幅 50 mm の長方形状のものを、側面、木口面及び表裏面の合計面積が 1 800 cm² 以上となる最小枚数をそれぞれ作製する。なお、前記の数の試験片を作製できない場合は、附属書 A によって抜き取った試料フローリングに加え、同一の荷口から必要な試料フローリングを抜き取り試験片を作製するものとする。また、たて継ぎしたフローリングボード及びフローリングブロックにあつては、各試験片に可能な限りたて継ぎ部を含むものとする。”とする。
- b) 8.3 の養生にあつては、“同一試料フローリングから作製した試験片ごとにビニール袋で密封し、温度を 20 °C ± 1 °C に調整した恒温室等で 1 日以上養生する。”とする。
- c) 9.4 の試験時間にあつては、“24 時間以上 24 時間 5 分以内”とする。
- d) 9.8 の計算にあつては、式(9)を次のとおりとする。ホルムアルデヒド濃度は、JIS Z 8401 の規則 B に従って小数点以下 1 桁に丸める。

$$G = F \times (A_d - A_b) \dots\dots\dots (9)$$

ここで、 G : 試験片を入れたデシケーター内の試験用溶液中のホルムアルデヒド濃度 (mg/L)
 A_d : 試験片を入れたデシケーター内の試験用溶液の吸光度
 A_b : バックグラウンド用デシケーター内の試験用溶液の吸光度
 F : ホルムアルデヒド標準溶液についての関係線の傾き (mg/L)

4.7 曲げ試験

図 3 に示す方法によって、試験フローリングの表面を上面としてスパン 700 mm に支え、スパンの中央に直交して置いた荷重棒の上に試験フローリングの幅 100 mm 当たり 3 kg として計算した質量の分銅によって荷重を加えたとき及び幅 100 mm 当たり 7 kg として計算した質量の分銅によって荷重を加えたときのたわみの差を求める。

単位 mm

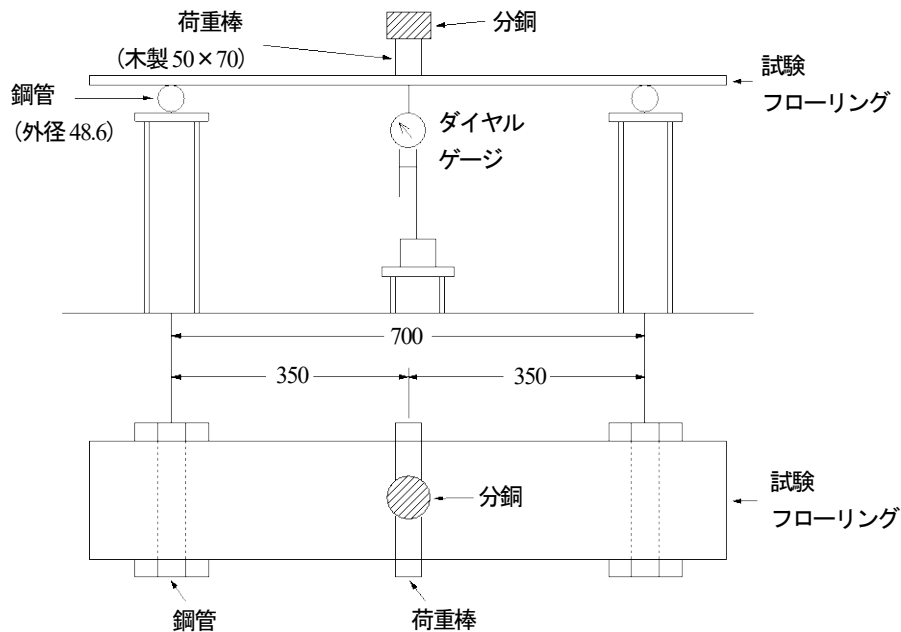


図3—曲げ試験の方法

4.8 摩耗A試験

4.8.1 試験片の作製

各試料フローリングから直径約 120 mm の円板状又は試験に支障のない形状のものを 2 片ずつ作製し、中央に直径 10 mm の穴をあける。

4.8.2 手順

試験片を図 4、図 5 又は図 6 のいずれかに示す試験装置の回転盤に水平に固定し、JISA1453 に規定する研磨紙（以下“研磨紙”という。）を巻き付けた JIS A 1453 に規定するゴム製円板（以下“ゴム製円板”という。）2 個を取り付け、500 回の回転を行い、500 回転後における試験片の表面の変化及び 100 回転当たりの摩耗減量を求める。この場合、試験片面上に加わる総荷重量に相当する質量は、ゴム製円板の質量を含め 1000 g とする。なお、研磨紙の目づまりを防ぐため、適当な刷毛等で付着した研磨くずを随時（少なくとも 100 回転毎）除去するものとする。

4.9 摩耗B試験

4.9.1 試験片の作製

4.8.1 に同じ。

4.9.2 手順

試験片を図 4、図 5 又は図 6 のいずれかに示す試験装置の回転盤に水平に固定し、研磨紙を巻き付けたゴム製円板 2 個を取り付け、100 回の回転を行い、100 回転後における試験片の表面の変化をみる。この場合、試験片面上に加わる総荷重量に相当する質量は、ゴム製円板の質量を含め 1 000 g とする。なお、研磨紙の目づまりを防ぐため、適当な刷毛等で付着した研磨くずを随時（少なくとも 100 回転毎）除去するものとする。

単位 mm

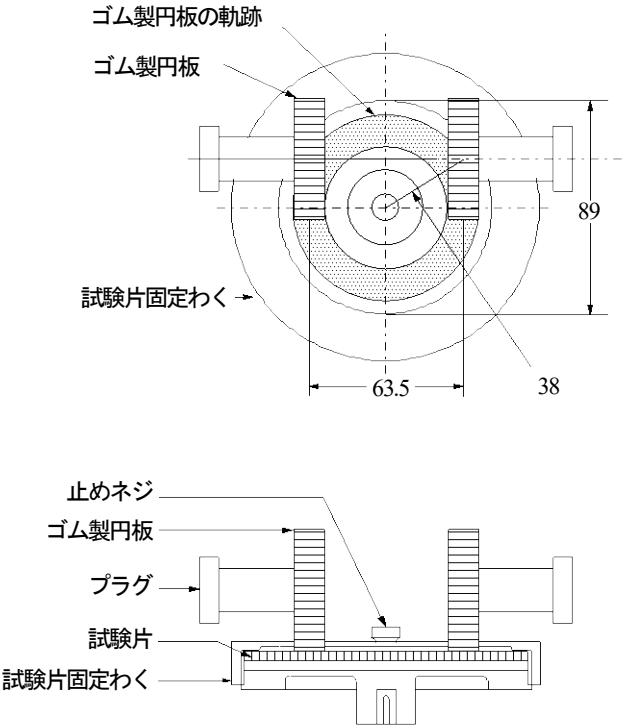


図 4—摩耗試験の方法 1

単位 mm

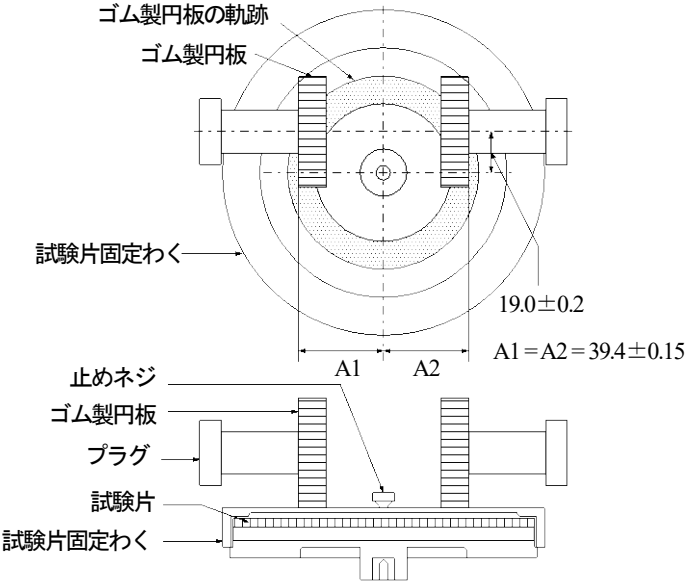


図 5—摩耗試験の方法 2

単位 mm

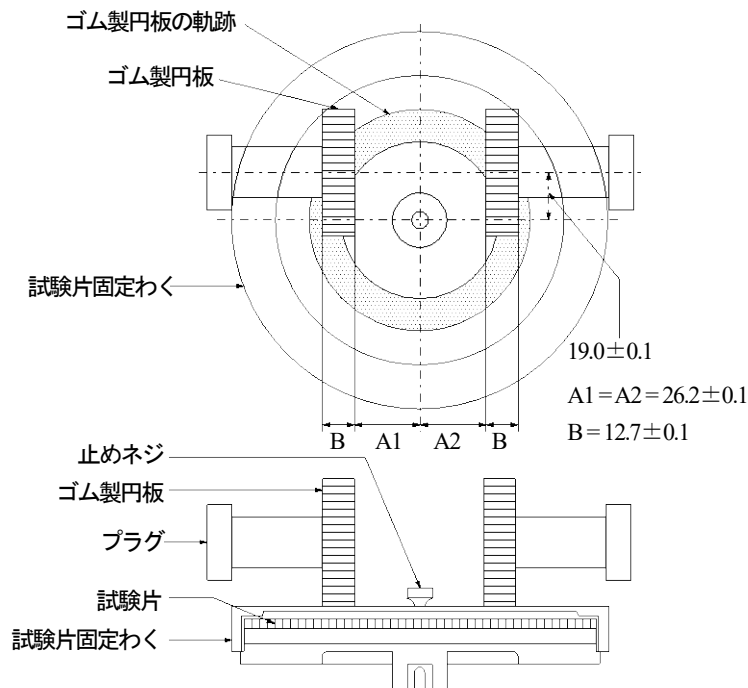


図 6—摩耗試験の方法 3

4.10 吸水厚さ膨張率試験

4.10.1 試験片の作製

試験片は、各試料フローリングから 1 辺が 50 mm の正形状のものを 1 片ずつ作製する。

4.10.2 手順

試験片の中央部の厚さを、精度 0.05 mm までダイヤルゲージ又はマイクロメータで測定する。次にこれを 25±1 °C の水中に水面下約 3 cm に水平に位置するようにして 24 時間浸した後、同じ箇所をの厚さを測定する。

4.10.3 計算

式(10)によって吸水厚さ膨張率を算出する。

$$TS = \frac{t_2 - t_1}{t_1} \times 100 \dots\dots\dots(10)$$

ここで、
TS : 吸水厚さ膨張率 (%)
t₁ : 吸水前の厚さ (mm)
t₂ : 吸水後の厚さ (mm)

制定等の履歴

制 定	昭和 49 年 11 月 13 日農林省告示第 1073 号
一部改正	昭和 55 年 9 月 13 日農林水産省告示第 1320 号
一部改正	昭和 60 年 12 月 25 日農林水産省告示第 1861 号
一部改正	昭和 61 年 9 月 20 日農林水産省告示第 1639 号
一部改正	昭和 63 年 9 月 10 日農林水産省告示第 1413 号
一部改正	平成 3 年 7 月 23 日農林水産省告示第 955 号
一部改正	平成 9 年 9 月 3 日農林水産省告示第 1381 号
一部改正	平成 12 年 7 月 10 日農林水産省告示第 990 号
一部改正	平成 15 年 2 月 27 日農林水産省告示第 240 号
一部改正	平成 20 年 6 月 10 日農林水産省告示第 936 号
一部改正	平成 25 年 11 月 28 日農林水産省告示第 2903 号
一部改正	平成 30 年 3 月 29 日農林水産省告示第 683 号
一部改正	令和 元年 6 月 27 日農林水産省告示第 475 号
一部改正	令和 元年 8 月 15 日農林水産省告示第 663 号
一部改正	令和 7 年 4 月 11 日農林水産省告示第 587 号
最終改正	令和 8 年 4 月 13 日農林水産省告示第 565 号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和 8 年 4 月 13 日農林水産省告示第 565 号
令和 8 年 8 月 31 日から施行する。